

第 107 回練馬区緑化委員会 会議の記録

土木部公園緑地課計画係

- 1 日 時 平成 17 年 12 月 7 日 (水) 午後 1 時 30 分 ~
- 2 場 所 練馬区役所 西庁舎 8 階 第 5 委員会室
- 3 出席者 会長： 三井嘉都夫
委員： 品田 穰 大高正人 田畑貞寿 星野義延
相原仲雄 小野塚栄作 斉藤宗孝 池尻成二
橋本 牧 田中幸伸 植松正一 権藤卓也
金谷鶴吉 佐藤勝彦 朝倉功 四家智
増田懸雄 大野文義 松塚恵子 中村壽宏
- 4 公開の可否 公開
- 5 傍聴者数 0 名 (傍聴人定員 10 名)
- 6 議 題
- 1 みどりを保護し回復する条例の改正の検討について (諮問第 47 号)
 - 2 東大泉 7 丁目 50 番の保護樹林の一部取得について (報告)
 - 3 練馬区緑化協力員運営要綱の改正について (報告)
 - 4 「都市計画公園・緑地の整備方針」(案) について (報告)
 - 5 基金のキャラクターについて (報告)
 - 6 保護樹林・保護樹木の保存について

7 会議の概略

会 長 それでは、第 107 回緑化委員会を開催いたします。最初に、諮問第 47 号「みどりを保護し回復する条例の改正の検討について」を審議いたします。説明願います。

公園緑地課長 諮問第 47 号です。「みどりを保護し回復する条例の改正の検討について」ということであります。

資料 1 であります。今回の諮問の理由であります。練馬区では、昭和 52 年に「みどりを保護し回復する条例」を制定し、様々な緑化施策を展開してまいりました。制定から 28 年を経て、制定当時とは現在のみどりの実態や環境が著しく変化しております。一方では、国において都市緑地法が改正され、区においてもまちづくり条例の制定がありました。こういった形でみどりに関する法規の改定も進んでおります。これらの動きに合わせて改正をすると共に、同時に現状の課題を解決し、将来を見据えた新しい緑化制度の検討を行い、今後の練馬区のみど

りの保全と創造を目的として、本条例の改正を検討したいというものであります。

以上の点から「みどりを保護し回復する条例」の改正の検討について、本緑化委員会にご意見をお示し願いたく、本日に諮問するものであります。

次に、参考資料をご覧下さい。諮問するにあたりまして、私共事務局が、検討の方法・進め方について、考え方を提案させていただくものであります。

1の検討方法であります。条例の改正について、緑化委員会の中に専門の小委員会を設けて検討するということでもあります。この小委員会の構成であります。緑化委員の皆様の中から、学識経験者から3名・区民代表者から3名で計6名と、オブザーバーとして、国・都の専門者3名、この条例は都市緑地法と関係がありますので、平成16年の都市緑地法の改正を行った担当部署の専門者を考えております。合計9名で小委員会を構成したいという考え方です。

次に、主な検討内容ですが、農地・雑木林・屋敷林等の練馬らしいみどりを守り育てる新制度を位置付ける、屋上緑化、みどりを育む基金・機構等の新しい制度を盛り込む。区民・事業者との協働によるみどりの保全を図るための仕組みを制度化する。その他としまして、様々な事項につきましては小委員会に委ねたいと思います。

検討のスケジュールであります。本日、緑化委員会に諮問いたしまして、年明けの1月から小委員会を動かしまして、約6回程度、8月には中間報告、区報・ホームページに掲載しまして区民の皆さまからご意見を頂戴いたします。そして、12月には最終報告を緑化委員会から答申をいただきたいと考えております。小委員会の動きに合わせて、緑化委員会に随時報告をいたしまして、ご意見を頂戴する機会を設けたいと考えております。本日、このような形として事務局として提案させていただきます。もし、この提案内容でよろしければ、この後に小委員会の構成メンバーを提案させていただければと思っています。よろしく願います。

会 長 只今の説明について質問はありますか。

A委員 この資料を見ますと、オブザーバーというところに、国・都の専門者とありますが、私の方で、建築連合会の中で都市委員会というのを作りまして、建設省住宅局の課長補佐と、都市局の課長補佐の二人に出席してもらったのですが、以外にぶつぶつと言われまして、具合が悪かった経験があります。物分りのいい方を専門者として選ばないと損することがあります。この辺を申し上げておきます。

B委員 中味についてはよろしいかと思いますが、検討内容のところ、区民・事業者との協働によるみどりの保全を図るための仕組みを制度化するとありますが、みどりを取り巻く環境や景観・風景を含めてということ、区民・事業者の方にご理解いただくという形にした方がいいのかなと私は思います。

今、練馬の素敵な風景百選を募集していますが、そういうことも保全の努力

をお願いするにあたって、連動できないかなと感じます。そういう点は、如何ですか。

公園緑地課長 景観等というご意見をいただきました。そういうことにつきましても、小委員会の中で検討したいと考えます。

A委員 練馬区内の水源地が7～8箇所ありまして、緑化委員会でも買収していかなければという話があったのですが、当時も区も財政難でしたので、いい環境なのに買えなかったのですが、都の緑地審議委員会の会長さんを引っ張り込んで視察してもらったこともあります。それでも、話は進まなかったのですが。是非にいい人を選んでいただいて、外野でいろいろなことをやっていただけたと思いますので、こうしたことも研究して下さい。

C委員 多分、とても大きな条例改正になると見ていますが、確認でいつ頃を目途に条例の改正をしたいのか、教えて下さい。

公園緑地課長 平成18年の12月に答申をいただきまして、平成19年の第一回定例会で提案できればと考えております。

C委員 そのスケジュールですと、条例の中味へ踏み込んだ検討と並行しながらになるのか解りませんが、気になる点が二つあります。

一点目は、これまでの条例に位置付けられた施策等の検証として、あり方・評価・改善等の検証の視点が足りないのではないかと思います。以前、緑化委員会に取り上げられた保護樹木・保護樹林の制度を含めたあり方の見直しという項目があったのですが、今回の検討事項はどちらかという新しい制度対応という感じがしていて、それも大事ですがこれまでの検証も大事なテーマと考えますがその点は如何ですか。

公園緑地課長 28年間、この条例にもとづき、数多くの施策を展開してまいりました。やはり、保護樹林・保護樹木につきましても、この条例があった故に動けた・守れたという気持ちがあります。ただ、こういうことが条例に載っていればという先程の景観の話もそうですし、農地との一体として残せたらということも考えたことがありました。そういうことも含めて、一つ一つの事項や条文の内容を検証をして、少しでも次の時代のみどりに、残す・守る・創るというそういったことが反映できる条例にしていこうと考えております。十分な検証と新しい時代に即した検討をしたいと思っています。

C委員 検討内容に入っている・いないを別にして、積み上げたことをどう進めるかという視点を議論していただきたいです。次に、検討の場なのですが、小委員会

9人の委員で専門的に議論するのは必要ですが、特に、検討事項の の協働を考
える場合には、幅広いいろいろな方との意見交換やヒアリング等を含めたプロセ
スが大事だと思います。答申が出た後に条例化までに時間があればいいのですが、
12月に答申、2月に議会に条例案がでるのであれば、やはり緑化委員会の検討
の過程では、緑化協力員の皆さんやみどりの機構等の方たちとの意見交換を丁寧
にやるべきではないかと思います。小委員会にそのやり方を委ねてもいいのです
が、9人の委員だけの議論にしないで、特に、これからのみどりの関係の方のお
考えや経験を含めた議論を反映するような運営をやっていただきたいです。その
辺は如何でしょうか。

公園緑地課長 お話のありました機構につきましても、今年度末設立を目指しまして、連日に
渡って検討を進めているところであります。また、緑化協力員の活動につきまし
ても、四つのブロックが毎日のように活動されている状況にあります。そういつ
た一生懸命練馬のみどりに取り組んでいる皆さんのご意見とその他の皆さん
のご意見を幅広く戴く機会を捉えて持っていかれたらと思っています。それから、そ
の機会に加えて、8月に中間報告としていますが、ここでは68万区民の皆様か
らご意見を戴く予定をしています。そういう形でご意見を賜りたいと考えており
ます。

C委員 例えば、まちづくり条例の場合は、懇談会があつたり区の中での検討会があつ
たり、いろいろな場があつて率直な意見交換の積み上げをやっていきます。今回
のみどりの条例改正は、ある意味ではまちづくり条例を踏まえた個別の事業分野
に突っ込んだ見直しをしていく面がありますので、是非にみどりを担っている方
達の意見交換は丁寧にやっていただきたいと思います。お願いします。

D委員 事前送付資料と本日の差し替え資料の違いと、緑化委員会の構成で区民代表
者はどういう関係を含むのか教えて下さい。

公園緑地課長 緑化委員会の構成であります。最初に委嘱申し上げました時に学識経験者と
区民代表という枠組がございます。事前送付資料に、農業委員会代表委員を区民
代表として表現した事務局のミスがありましたので、差し替えさせていただきました。
構成のメンバーが変わった等によるものではありません。

もしよろしければ、事務局案として、小委員会のメンバー表を配布させていた
だきたいのですが、よろしいでしょうか。

委員長に緑化委員会副会長の品田副会長に、学識経験者から田畑委員、相原委
員、区民委員として、保護樹木所有者として権藤委員、緑化協力員の佐藤委員、
宅地建物取引業協会の代表として大野委員、オブザーバーとして、国交省地域整
備局公園緑地課緑地環境推進室企画専門官の古澤達也、同じく課長補佐の加藤順
子、東京都建設局公園緑地部計画課長の上杉俊和、以上3名のオブザーバーを含

めて、計 9 名の委員で小委員会を構成したいと考えています。補足しますが、国交省の緑地環境推進室ですが、都市緑地法を所管としていることはもちろんですが、平成 9 年、古澤専門官ご自身が、練馬区のみどりの基本計画の策定機会に同じくオブザーバーとして参加いただいて、練馬の憩いの森制度等について深い見識をお持ちの方です。そういうことでもありますので、私共としましては、最良のオブザーバーと考えております。

会 長 只今の提案のありました「みどりを保護し回復する条例改正」専門小委員会による検討と委員構成については、如何でしょうか。それでは、この形で進めることといたします。

それでは、次の報告に入ります。説明をお願いします。

公園緑地課長 前回、9月7日の緑化委員会で答申をいただきました保全すべき保護樹林として解除しないといたしました東大泉7丁目50番の保護樹林についてですが、この度、その一部を取得して保全出来ることになりましたので、報告いたします。

概要につきましては前回説明させていただきましたが、委員の皆様には現地まで行っていただいた案件であります。

資料2の2全体図をご覧ください。保護樹林の区域は、全体3,859㎡で、この内2,159㎡を練馬区として買取りいたしまして保全をしていこうとさせていただきました。石庭街かどの森の区有地と併せて、約2,505㎡の緑地が保全されるという考え方であります。

9月7日の緑化委員会で説明いたしましたその後の経過を説明いたします。9月5日に、この土地の所有者のT不動産から保護樹林の解除申請が提出されました。それを受けまして、9月7日緑化委員会に諮問いたしまして、解除はしませんという答申をいただきました。9月13日・16日には、練馬区議会に、この保護樹林を残してほしいという陳情が二件ありまして、審議を行い採択すべきという話をまとめていただきました。9月16日には、区長より土地所有者に対して解除しない旨の通知を送付し、その後、9月22日に土地所有者から買取請求が提出されました。これは、みどりを保護し回復する条例にもとづく手続きによるものであります。

9月28日には、所有者立会いのもとで、現地で樹木調査を行いました。その資料を添付いたしましたのでご覧ください。保護樹林は、樹林として重要であるものですので私共はそれを十分に認識しながら調査を行いました。そういった中で、主要な樹木及び特に重要な樹木等はどれかと1本1本を確認いたしました。特に重要な樹木としては13本、重要な樹木は14本を確認いたしました。その樹木の位置を明示しております。この図面を見ていただきますと、北側の部分に家屋があります。建物がありました関係で、元々この周辺には樹木が少ないという状況にあります。樹木が密集しているのは、南側と東側の道路に面した部分であります。なお、数字は目の高さの幹周りの数字であります。こういう状況で、

この樹林地の主要な樹木が点在しているということを確認いたしました。

こうした調査を含めまして、買取請求が提出されてから私共は所有者と何回かの協議を行いました。実際には、買取れるか・買取れないかということでありますので、練馬区が買取らないと決めたときにこの保護樹林は解除になるという条例上ではそういう仕組みになっています。最初に、この保護樹林地の情報を得た時から、練馬区は一貫して保護樹林を守りたいという一心で区長の強い意志のもとで交渉して参りました。その協議の中でも、厳しい協議が続いたのですが、何とか残せないか、残していこうという思いで進めて参りました。この土地の北西の部分は、保護樹林区域から外れていて、これでは建物を建てる面積が足りないので保護樹林区域全域を含めて開発をするという計画を相手側は考えていました。こういう計画にもとづいた共同住宅を建てるという姿勢を示された訳ですが、区側も何とか残したいという両者の主張が噛み合わないので、価格も折り合わない厳しい面がありました。協議を重ねるうちに、私共はこの主要な樹を示し、相手側は計画を縮小して考える段階へと移行していききました。

その結果として、11月24日に区の示した主要な区域を、評価審議会で評価される適正な価格で売り渡すという相手側の回答により、この結果が得られました。

また、東側に区域から外れたタイサンボク2本、西北側にケヤキ1本の主要な樹木があるのですが、何とか残す方法についての協議をしまして、相手側からタイサンボク2本は買取区域に移植する、ケヤキ1本については、緑化計画の中で残すという回答が得られました。そういうことも含めまして、合意に至ったということであります。以上が、経過であります。

今後の予定としましては、練馬区土地開発公社により平成17年内に土地の売買契約を締結する予定です。平成18年度には、同公社から練馬区が買戻しをいたします。その後、設計・工事をいたしまして、区民の皆様には解放できればと考えています。

結果としまして、全体区域の買取は困難でありましたが、一番大きなケヤキを含む主要な樹木については、きちっと残せたと考えております。そして、約3,800㎡のうちの2,500㎡であります。練馬らしい屋敷林をこの地域に残せたと考えております。結果的に、1,353㎡を解除することになりますが、どうぞご理解をいただければ幸いです。説明は以上です。

E 委員 この貴重な財産を守れたことについて心から御礼申し上げます。今後の整備と管理について、しっかりやっていただきたいと思っております。ご苦労様でした。

F 委員 この土地の坪単価と総額を教えてくださいませんか。

公園緑地課長 練馬区土地開発公社が土地を取得する際には、土地評価審議会という機関がありまして、そこで土地単価を決定いたします。この審議会が、非公開ですのでそれを踏まえて、契約が締結されるまでは公表すべきではないという括りになっ

ていますので、本日の回答はご了承いただきたいと思います。

C委員 いろいろ努力されて主要な部分は残ったということで、緑化委員会としては良かったと思うのですが、契約して取得すると区立公園として整備されるのでしょうか。

公園緑地課長 これまで、保護樹林や憩いの森を買取った場合がありますが、公園の種別で緑地というものがありまして、この緑地として開設いたします。いずれにしましても、この樹林をこのまま活かした整備をいたします。

C委員 そうすると、都市計画上の位置付けも整理すると思うのですが、気になるのは、共同住宅ができるという兼合いで、樹林の魅力や生命力が損なわれないようにしていただきたいと強く思っています。例えば、駐車場がどうなるかとか気になることも出て来ます。そういう意味では、樹林の価値を大事にする形で、引き続き開発等の協議をやっていただきたいと思います。

公園緑地課長 今回、取得しない区域の計画については、私共にも具体的内容は解りませんが、住宅建設の法人でもありますので、そういう流れになると思います。今回、買取区域の位置取りをするにあたって、クランク上になっている部分があります。これは、樹木が大きく枝を伸ばしたとしても越境をしないようにと、相手側と交渉して出した線でもあります。こういった経過で残した樹林ですから、良好な状況で残せるように引き続き協議を進めたいと思っています。こういった協議の話も、相手側が住宅を売買する際の重要説明事項に入れていただくこともお願いしていますので、出来る限りの努力をしたいと考えております。

G委員 法律的なことですが、T不動産はデベロッパーです。ここに、マンションを建てるということは、区にも伝わっているのですか。

公園緑地課長 諮問事項にも有りましたように、この地域に共同住宅を建てたいということで、解除申請が提出されています。そのことから、共同住宅を考えていると想定しています。

G委員 そうなりますと、開発面積が3,859 m²あるということは、開発の関係(都市計画 29 条等)に入ってきます。そうすると、無償提供の公園等が3%あるいは6%出さなければならないということになります。もう少し、増えるような気がします。本来、開発業者が無償で提供するものを練馬区が買っているような感じもします。相手側が有利なような気がします。その辺は、交渉の中でこういった考え方になったのでしょうか。

公園緑地課長 保護樹林地は、3,859 m²であります。私共が解除したのは、1,353 m²ということで指定していない西側区域を加えても3,000 m²には届きません。従って、公園提供が適用されることはありません。私共は、少しでも最良の所を残すということで望みましたので、今回はそういう仕切りにはならないということになります。

G委員 T不動産が取得したのは、何m²ですか。

公園緑地課長 T不動産が取得したのは、西側の指定していない区域を含めてですので、実数は把握していません。4千数百m²とは想定しています。

G委員 保護樹林と開発の計画とどういう関係にあるのですか、お話の意味が解らないのですが。

公園緑地課長 T不動産は、当初に保護樹林区域の全てと西側を含めて共同住宅に建設考えておりました。そして、保護樹林の区域の解除申請を提出してきたものです。その後、先程申し上げました協議により、合意したのがこの区域であります。

G委員 保護樹林になっていれば、その面積は除かれるということの意味を意味していますか。そうなるとおかしいと思いますが。

公園緑地課長 その面積が除かれるということではありません。保護樹林が指定されている間は、その開発ができないということです。この契約が締結されまると、T不動産の土地は3,000 m²以下の面積になります。約2千数百m²ですので、これを開発したとしても6%の公園提供の話はないということです。

A委員 只今のご意見は、貴重なご意見です。要するに、これからどのように開発するのか区の方でしっかり把握しなさいということになるかと思えます。

G委員 もう一度確認ですが、所有権は、T不動産ですよね。所有権と解除は別問題と思うのですが。

黒田土木部長 生産緑地と同じようにお考えいただければよろしいかと思えます。条例で、この区域は、開発ができないように指定している訳であります。委員のお話は、開発区域の捉え方の問題を想定しておられると思いますが、私共は、開発区域を捉えるときは、保護樹林の区域は基本的には除いて開発していただくのが条例上の考え方です。その他の部分では、開発要綱の中で6%・3%の提供公園の話がありますが、その前段では、みどりを保護する区域として条例上定めている区域は、開発区域外として抑えているとお考えいただければと思います。

H委員 今回の、区域の線引きは、区も相当苦心されたと思います。実は、私は現場を二回程見ているのですが、果たして線引きはどの辺なのかというところに非常に興味がありました。大ケヤキも残ったということで良かったと思います。

区への要望ですが、区内の公園が176箇所、憩いの森が43箇所あるのですが、現在、事業展開中の練馬の素敵な風景百選は、観光視点として創ろうとしている訳ですが、これを考えてみても、練馬の公園・憩いの森は特徴がなく、どこへいっても同じ樹がある。それでは、観光の面からは程遠いと思います。それで、この現場を見たときに考えたのですが、タイサンボクも貴重ですが石も多いのです。この石を活かした森を造っていただきたいと思います。練馬には、そうした公園等はありませんし、貴重な石がたくさんありますので石の産地や特徴等をプレートにして区民の方に開放していただきたいと思います。それから、テーマの一つとして、入口右側に三笠宮お手植の松があるのですが、これを移植して石あるいは、ケヤキ・竹林も利用すれば非常にいい憩いの場所になるとおもいますので、要望いたします。

公園緑地課長 貴重なご意見を賜りました。一点目ですが、開放している名称が石庭街かどの森となっています。実際にも、石が多いのでこの状況を活かした緑地に考えたいと思います。二点目の三笠宮お手植の松ですが、今回の取得敷地の外になっていますので、この扱いは元の所有者とT不動産で協議をしてほしいと申し入れをしているところであります。

I委員 皆さんからのお話をいただきまして、本当にありがたいと思っています。そう申しますのは、今まで緑化委員会は、解除委員会と言われていまして、本件については、解除ではなく取得をするということで大変喜んでいました。皆さんと区長及び区関係者に感謝の意を表したいと思います。ありがとうございました。

会 長 今のお話のとおりで、大抵は解除の件が多いのですが、今回は解除不可から始まりまして最後は一部買取となりました。一つの功績でなないかと感じます。私からも付け加えさせていただきます。ありがとうございました。次の議題に入ります。説明をお願いします。

公園緑地課長 資料3をご覧ください。緑化協力員制度であります。先程の条例で緑化委員会と共に、区民の皆様が実際の活動して練馬のみどりを守り育てるという制度であります。年間100人の緑化協力員さんを2年の任期で私共が委嘱して、様々な素晴らしい実績を挙げていただいております。未だ、区民活動ということが市民権を得てなくて他の区に制度がない時代（昭和50年代）から、とても素晴らしい成果を残してきた制度であります。今回は、この制度に関わります運営要綱の一部を改正いたしたく緑化委員会に報告いたします。

改正の理由であります。

緑化協力員とみどりに関する各種団体との、一層の協働が必要となった。

みどりに関する関心が高まったことから、緑化協力員を希望する区民が増加し、無制限に再任することが、困難となった。

緑化協力員経験者は、協力員活動で得た知識をもとに、みどりに関する地域サークルでの活動が求められることから、資格要件から再任者を除き、除外することが望ましい。

任期途中で辞職した者の補充のため、任期途中から委嘱する必要があるため、委嘱期間を改正する必要性が生じた。

上記改正に伴う文言整理。

具体的な改正内容としましては、(1)「みどりに関する各種団体との交流に関すること」の文言を、各種団体との協働という言葉を使うこととしました。緑化協力員が、各種団体と協働していくという内容であります。(2)として、緑化協力員の資格について、過去に緑化協力員を委嘱されたことがない者(再任を除く)としました。(3)で、再任は2期までといたしました。最高で、6年を目途とすることを明記いたしました。これまでは、私共は内規でこの形にしていますが、透明性を出したいということで明記したいということであります。(4)年度途中の委嘱を円滑にするために、委嘱期間を「2年」から「2年以内」とすると変更いたします。(5)は、文言の整理であります。施行日は、平成18年1月1日とします。説明は以上であります。

C 委員

緑化協力員の定員があるということで希望が2倍以上の申込がある現状ですが、そもそも何で定員があるのかその辺の緑化協力員の位置付けについて、基本的なところを整理しないとまずいのではないかという印象を受けました。協力員は、研修のステップアップの期間でもないし、私のイメージでは地域の緑化活動を区に協力して担っていただくスタッフの皆さんとと思っているのですが、定員がなくてはならないのか、100人の定員が妥当かもよく解らないのですが、もう少し、緑化協力員をどういう位置付けをして、区の緑化事業に考えていくのか、整理してお聞かせ下さい。

公園緑地課長

定員のことですが、一つには年間に僅かですが報償費をお支払いしていることで予算面からでもあります。ですが、それだけではなくて緑化協力員の活動は各地域で4グループに分かれまして25名程度で行っています。その地域の活動をするにあたって、25名はまとまりやすくかつ様々な活動をしやすいという実感を抱いています。もちろん、予算の範囲内というところもあるのですが、活動を運用する上では、100名は適当な数字と思います。

それから、20年以上経っているということで、OBの方達が数多く地域のリーダーとして緑化活動をされています。そうした活動を増やすためにも、協力員活動は最初のステップである方が多いのではないかと考えています。豊富な経験

を持つ方も中にはおられますが、みどりの地域活動の第一歩として協力員活動に入ると捉えていますので、そうした形で3期の間にも多くの方達と繋がりを持っていただいて、目標を同じくする皆さんが集まって新しい地域サークルが出来てきて広がるということが、底辺と内容が拡大する区民の皆さんによるみどりの活動と考えています。

C 委員

25名のブロックは適当という考え方は間違っていないとは思いますが、それでは4つのグループが適当なのかということもあります。横浜市では、ゴミの減量でのサポーターは何千という単位ですし、練馬区では、保護樹木も千本を超えていますので、みどりの保全を地域で推進していくとすれば、OBのサークルもあるとは思いますが、これからの地域のみどりを事業者・区民と協働していくためにも、もう少し緑化協力員の制度をきちっと位置付けを直す必要があると考えていましたので、リーダー養成や研修期間の話があまり大きく出てしまいますと、イメージが違ってきます。

もう一つは、せっかく条例改正の中で協働の話が出ていますので、何でもう一年待てないのかと、もう少し整理をした上で緑化協力員の定数・任期を考えていけばいいのではと思いました。

公園緑地課長

本日の改正につきましては、既に制度の中でルールとして在るものであります。それを、不透明な状況では、区の立場として問題があるという認識から要綱の改正という形で提出させていただいたものであります。ご指摘の条例に及ぶ緑化協力員の話であれば、小委員会に出していきたいと考えていますが、実際の活動は内容・成果も充実した結果を出しているという認識をしています。

H 委員

協力員の立場からですが、私は作業をする場合は25人程度が適切と思います。私のところで、1回あたりの出席人数は平均17.5名です。過去を振り返りますと、リサイクルや落葉をたい肥・腐葉土にする、あるいは保全といったことに重点が置かれてきましたが、これからは啓蒙普及に重点を置くべきと考えます。実は、グリーンフェスティバル等の催しで、育てた苗等を配布して皆さんにみどりに愛着を持っていただくように努力しています。それから、協働という面ですが、現在も二つのグループとやっていますが、これからも大いにやっつけようと考えています。それに加えて、憩いの森の周辺の住民等の区民を巻き込んでの活動も考えているところです。

緑化協力員の位置付けということですが、まだまだ区民への啓蒙が足りないと思います。と、言いますのもカブト虫の当番に行きましたら泥棒に間違われるといったことがあります。(帽子や腕章がありませんので)現在は、小学校の生徒と一緒に活動して体験学習してもらおう活動もしています。

それから、緑化協力員は、みどりが好きだというぐらいの動機があれば十分です。グループの中には、経験豊富な方もいますし、学者顔負けの知識を持った方

もおられます。その方々を、いろいろな面で活用しています。それに、緑化協力員の方々には、新しい発見をして下さい、学んだ知識を家庭に持ち帰って下さい、と言ってテーマを持ちながら活動しています。今後、さらに協働ということを考えて有意義な活動にしたいと思います。

A委員 昔から、練馬区の緑化協力員制度は、他の自治体へも自慢できる制度です。今、お聞きしましたら、帽子や腕章がないということですので、何か格好のいい物で予算を取って配付したら如何ですか。いい活動をされていますので、せめて区民の方にも解るようなものを区で考えていただけたらと思いますが。

公園緑地課長 財源的な問題もありますが、協力員の方々とも話し合っただけで検討したいと思いません。先程のお話のとおり、区の職員のやる業務を先導してやっていただいていることが多いです。そういった皆さんの活動でありますから、みどりのサポーターの活動やメンバーを増やしていくことが、この協力員制度と思っています。本日、ご意見をいただきましたので、条例小委員会でも一つの議論として参りたいと考えております。

D委員 (4)の任期途中で辞職した者の補充のためとありますが、現時点の欠員数と任期途中で委嘱した場合の任期はどうするのか、確認させて下さい。

公園緑地課長 現在、10名程度の方が欠員となっています。その後に、補充の委嘱させていただいた場合は、前任の方の残った期間という形で委嘱したいと考えております。

D委員 2期再任ということは、前には2期再任以上もあったという理解でよろしいでしょうか。

公園緑地課長 なるべく再任をしないような形で14期重ねた緑化協力員ですが、実際のところでは、一人ひとりのチェックが出来ないことがあってそういう場合もありました。今後は、要綱改正をしますので、要綱に沿った委嘱をするということになります。

D委員 先程の意見にありましたように、泥棒と間違えられるのでは困ります。安心・安全を区は一生懸命やっているときです。帽子や腕章ですので、若干の予算は検討していただきたいと思えます。よろしくをお願いします。

J委員 私も緑化協力員ですので、帽子や腕章のことは言うのですが、区の担当者は予算がないの一言で終わってしまいます。来期は、何とかしてもらえると期待します。

他の話になってしまいますが、在る所につつじ園がありまして他のルートから

水撒きを頼まれます。草が茫々です。そこで、たまに見るのですが、立派な腕章を付けた方が草取りをしています。その方に、一人でやっているのですかと聞くと、登録している人は700～800人いるということです。横の連絡が悪くてコントロール出来ないそうです。ところが、その人達は、普段は誰も出て来なくて、つつじ祭りのときに立派な腕章を付けて大きな顔をしている。一生懸命やっている方達もいますが、そういうグループもあります。その辺のところを、協働という言葉でまとめて、新しく創るときに組み込んでやっていただきたいと思います。

公園緑地課長 一点目の予算については、私共も精一杯頑張ります。二点目の、いろいろな団体とのネットワークにつきましては、只今、みどりの機構の立ち上げで動いております。こういうところが、多くの団体を結ぶ要となればと思っています。ご意見を反映できるように考えたいと思います。

B委員 みどりの機構との関連をお聞きします。地域サークルでいろいろな活動がされているとお聞きしましたが、それとみどりの機構との関わりをもう少し詳しく説明して下さい。

公園緑地課長 仮称みどりを育む機構といいまして、今は立上げに向けて準備会が努力をしているところであります。まだ、緑化委員会にこういう形になりますと報告するまでなっていませんが、次回にはお諮りしたいと考えています。

現在の状況で申し上げますと、練馬のみどりに関わる全員が、何らかの方法で関係できる機構にしたいと考えています。実際、みどりは動かないものですので、みどりが地域の皆さんを呼んでくる、集まった皆さんがみどりと共の時間を過ごす、拠点毎にそういうことが行われています。多くの方が参加されているサークルもあれば個人の方もいますが、なるべく多くの方に声を掛けて、大きな繋がりの中核として、ここに行けば情報が何でも入るといった機構を目指しています。

B委員 みどりの機構の中で、協力員だけではなくていろいろな方達が参加することは非常にいいことだと思います。協力員制度だけではないと思いますが、今回の条例改正で幅広く取り入れていただきたいと要望いたします。

会 長 それでは、この件はよろしいですか。続いて、「都市計画公園・緑地の整備方針」(案)について、説明願います。

公園緑地課長 「都市計画公園・緑地の整備方針(案)」ということで、報告させていただきま。この案件ですが、前々回の6月の緑化委員会で中間のまとめということで、報告させていただいております。その後ということになりますが、この間に変わった委員様もおられますので、重複させながら説明いたします。

資料の一枚目で、これまでの経緯であります。平成 16 年 4 月に東京都で、「都市計画公園・緑地の整備方針（素案）」を作成しております。9 月には、特別区に対しまして、各区の事業化計画の作成が依頼されました。17 年 2 月には、都・区・市・町による「合同策定検討会議」が設置されました。そして、6 月の末には、中間のまとめが出されまして前々回に報告したものであります。その後、パブリックコメントが実施されまして、東京都全体では 189 件の意見・提言が寄せられています。それを踏まえての今回の案となっております。

この整備方針(案)は、何かということではありますが、公園には都市計画決定をした公園とそうでない公園があります。どちらも、都市公園法により設置して管理する点は変わりありません。ただし、都市計画事業とする公園は、金銭的な面もありますが、都市計画のひとつとして公園整備をするという括り、その位置付けを持つか、持たないかの違いがあります。

今回の方針ですが、既に都市計画決定をしている公園の中で開設されていない公園が何 ha もあるのが現状です。そういった公園について、今後どうするのか、都市計画決定をしているが、これからどういう整備をしていこうか、いつ整備をするかを明確にしようという内容がこの方針であります。

次のカラー資料をご覧ください。この資料は、都も区も案として同じ資料で提示しているものであります。目的として、「みどりの拠点や軸の中核となる都市計画公園・緑地の整備促進」となっておりまして、現状と課題・取組みの方法・施策の展開が明示されています。未だ、2,600ha の未整備の都市計画公園・緑地があります。財政状況は限られていますが、その中で、公園に対する要望は多いですので、早期の事業化が必要でその場合はどこからやろうか、事業化計画をどうしていくか、その辺を決めようというものであります。具体的には、2015 年までに着手するところを決定しまして、それ以外の部分につきましては、都市計画法 53 条による建築制限を緩和しようという計画の枠組みになっております。

その事業化計画はどのような手続きで進められるかということですが、どのような選定や評価により行うのかということが、資料左下の事業化計画の作成というところにあります。まず、未供用区域の都市計画公園・緑地がありまして、都内で 2,600ha、区内で 109.6ha あります。これらの公園・緑地を、第一に公園機能の評価をします。公園機能は 4 つあります。レクリエーションで、憩い・遊び・運動・散策という点で重要な場所です。防災で、避難場所、火災時の延焼防止、水害においての貯水機能を持ちます。環境保全で、みどりがあるということでヒートアイランド現象の緩和、多様な生き物を育む場の機能があります。景観では、風格ある都市のみどり、河川等のみどりの地域を特徴付ける景観の基本的な骨格を形成するということでもあります。これらの面からの評価を、未開園の都市計画公園・緑地の一つ一つに対して評価をしていきます。

その次に水とみどりのネットワークの観点から評価をします。みどりは、繋がりを見せることでその機能が増します。点在しているみどりを、ネットワークすることでその相乗効果が上がります。そういった観点であります。

次に、都市問題への対応です。この都市問題は、広域的な視点で掲げています。例えば、週末に家族で出かけるような大規模なレクリエーション施設である、防災上からヘリコプターが着陸出来る救助活動の候補地、そういう視点からであります。

以上の評価をしまして、評価点の高かったものを重点化を図るべき公園・緑地とします。

その中から、2015年までに整備に着手する予定の公園・緑地を選定します。この選定の方法ですが、まずは重要性で近くに公園のない地域は重要度が増します。また、区域内に貴重な自然や資源があり、この時点で整備しなければ取り戻せないそういったところがあるかということです。次には、効率性で用地を取得しやすい、整備費用を担保しやすい等の内容で評価します。以上の評価にもとづき、2015年までに着手する優先整備区域を決定することになります。

次に、スケジュールを説明いたします。この案につきまして、12月に公表いたします。意見公募を約1ヶ月行いまして、その意見を反映しまして平成18年3月に整備方針の策定を行うこととなっております。

続いて、練馬区がどの公園を優先整備区域にするかということをお知らせします。前述しました評価方法にもとづき、平成17年6月20日委員会へ練馬区内の公園・緑地を評価した資料を提出しています。その資料を参考資料として添付しております。その評価により、今回は五つの公園・緑地を練馬区は選定したいと考えております。

評価の高いものから選んでいますが、五箇所になるにあたって、評価の高い順とはなっていない結果のものがあります。最初の、三原台第二公園、北大泉公園、大泉井頭公園、関町北五丁目緑地につきましては、6月時点でも評価された公園等であります。石神井町八丁目公園であります。6月の時点では平成16年度中に都市計画決定された公園・緑地が対象となっていました。その後の合同会議の中で17年に計画決定したものも入れるという変更がありまして、この公園が対象となりました。この公園は、今年度に練馬区土地開発公社からの用地買戻しを考えている公園であります。練馬区の長期計画でも位置付けております。前述しました評価もした上で、必要なものとしてここに入れたものであります。

また、6月の評価時点で評価の高かった井頭憩いの森緑地というところがあります。ここは、昭和52年から所有者の方から土地をお借りして開設しているものであります。練馬区としましては、今後この用地を取得して整備するとして重点公園に入れようと思いましたが、合同会議の決定事項として、既に区民の方が利用しているものについては今回の枠組みには入れないとなりましたので、リストには掲載しておりません。練馬区としては、事業化を計画していますがこの表には載らないという整理になっています。

この五つの公園・緑地を明示して公表しようと思っております。説明は以上であります。

C委員 この表には、未供用面積はありますが優先整備区域の線も公表の中で出てくると思いますが、井頭公園の区域の設定の考え方を教えて下さい。

公園緑地課長 説明が不足して申し訳ありません。緑地配置図(区事業)をご覧下さい。五つの公園の位置図を示しています。これが、優先整備区域として練馬区が考えているものであります。区域は、全部という形で考えております。2015年までに、着手する公園として全区域としています。

C委員 今回、石神井町八丁目公園が追加となった訳ですが、まちづくり交付金の対象事業区域に入っている等の経過があったのだと思いますが、今後はこの計画が公になったとして、基本的には10年後のローリングとなっておりますが、例えば、区画整理等で公園が出来ますし、それ以外にもあり得ると思います。この計画案に入らなかった公園を新しく加えるためには、どういう考え方でやっていくのかを教えて下さい。

公園緑地課長 今回の都市整備方針は、今の時点で都市計画決定をしていて未整備のところがある公園について方針を出す括りとなっております。練馬区は、公園は足りない状況にあります。1人あたりの公園面積は、2.74㎡で目標には及ばない状況です。今後は、様々なまちづくりの計画と併せて必要なところから計画して事業を進めたいと考えています。その時点での計画で提出する形となります。以上です。

A委員 これから先の話ですが、緑化委員として今までの整備してきた公園を見ますと、国の補助基準等でプランコ等の三点セットやデザインが決まっているような公園が多いです。もっと、樹木を大事にする公園を造るようにしてほしいです。小委員会に期待しますので、よろしくお願いします。

会 長 では、次のみどりを育む基金のキャラクターについて、報告をお願いします。

公園緑地課長 昨年の10月に設置したみどりを育む基金ですが、現在1200万円と多くの方からご賛同をいただいて感謝をしております。この基金であります。一人でも多くの区民の皆様に愛着を持っていただくということで、区としてキャラクターを作成することとしました。区報に載せましてキャラクター公募をいたしまして、10月23日ねりまグリーンフェスティバルで来場された皆様の投票をいただきました。1,421票ありまして、163標で第一位が「ぴいちゃん」です。資料5の裏面にあります。今後のいろいろな場面で使っていこうと考えておりますのでご支援をよろしくお願いいたします。

会 長 それでは、次の保護樹木・樹林の保存について説明をお願いします。

公園緑地課長

6月20日の緑化委員会で、委員会として保護樹木・樹木の保全の方法について提言をしては如何というありがたいご意見をいただきました。本日、そのご議論をいただきたくその資料を提出いたします。事務局としての提案ではありますが、本日の委員会で提言をまとめますのは困難なところもありますので、ご意見を賜りまして先程の条例小委員会の議論に結びつけたらと考えております。

この保護樹木・樹木ではありますが、条例に基づき、区長が特に保護する必要があると認められた樹木・樹林をその所有者の同意を得て指定したものを「保護樹木」「保護樹林」といいます。ただし、樹木については、地上から1.5mの幹の直径が50cm以上、樹林は、1,000㎡以上であります。さらに、その健康状態も指定の条件に入れています。指定後は、管理費用の一部と賠償責任保険の加入を区が行います。指定の流れは以上であります。

次に、解除の場合は、所有者から解除申請が提出されて緑化委員会に区が諮問いたします。解除が承認されれば、区もそれを受けて解除となることが多いです。解除非承認となれば、それを相手に通知することによって、所有者は買取請求を提出できます。ここで区が買取れば保存されます。先程の東大泉の樹林はこの流れであります。もし、区が買取りをしない場合は、その時点で解除とみなされず。そして、樹林・樹木が消滅となります。以上が、いまの条例に基づく流れであります。

現在の管理費用ではありますが、年間で保護樹林の場合は、1㎡につき65円です。保護樹木は、一本につき5,000円です。保険につきましては、対人1事故2億円、対物1事故1億円であります。

次に、活力度調査であります。この樹がどれだけ元気であるかと指定する時に調査をいたします。その後、一定期間(約10年)をおいて定期的に行います。その結果を所有者の方のお渡ししてコミュニケーションを図る材料としております。

日常の管理では、一つには剪定があります。近隣への迷惑となる枝の剪定は所有者が責任を持って行うこととなります。ただし、枯れ枝・枝折れが見られて危ない状況であれば、危険だということで区が処理しています。伐採する時は、先程の解除手続きが必要になります。

次のページで、保護樹木の指定年度は昭和52年から始まりまして、累計は1,774本、実数は1,379本であります。

次に、指定の解除を出す時の理由であります。例えば、相続による、開発による、売却によるという場合と、日常の維持管理(落葉等)に苦しいといった場合があります。

次の資料に、保護樹木の管理作業に区が支出した金額を載せました。また、その次に、他の区との制度の比較表を載せています。こちらについては、お目直しをお願いします。

C委員

小委員会の方でお話が引き継がれると思いますので、細かいことは言いません

が、保護樹木の所有者の数はどのぐらいなのかということと、保護樹木の指定を受けるきっかけはどういうものを教えて下さい。

公園緑地課長 最初に、後段の件についてお答えいたします。平成8年に、在木調査をやっています。その時点で、30cm以上の幹周りの樹木が39,246本、その内50cm以上が19,000本あるということは把握しています。そういった資料をもとに、区側から指定をされていないところには、1軒1軒を回って説明をして指定させていただくということが殆どであります。後は、所有者間の情報という形がありません。勿論、練馬区報にも年に数回載せていますが、HPにも同様に周知を図っているところであります。

それから、保護樹木の所有者数のデータが手持ちにありませんので、委員会議事録を配布するときに添付したいと思います。申し訳ありませんがご理解をお願いいたします。

C委員 全体で19,000本あるとすれば、指定本数が少ないので進んでいないのではないかと思います。保護樹林や保護樹木は、指定と管理と解除にいくつかの給付があって、それぞれに課題があると思います。本日は、基本的な資料を出していただいたので、委員会の中で段階的に課題を整理して進めていければと考えます。

それから、所有者の声をもっと聞くやり方といいですか、それを含めて見直しをお願いしたいと思います。

公園緑地課長 平成5年のことですのであまり新しくないのですが、練馬区で所有者の方にアンケートを採っています。その時のことを話しますと、所有者が近隣の方から苦情を受けるのは何ですかという問いに対して、半分以上の方が落葉とっています。次が、枝が落下することでした。この落葉の清掃をやっている方は、殆どが所有者ご本人でした。高齢化した所有者にとっては落葉が大変であるといったコメントが返ってきております。アンケートの内容は以上であります。なお、先程にも説明いたしましたが、この保護樹木・保護樹林につきましては、条例小委員会で検討することにしたいと考えます。

会 長 大変に重要な件でもありますので、小委員会での検討の上に本委員会でも議論をしたいと思います。本日の案件は以上であります。他にありますか。

G委員 最初に私が質問した件の関連で、保護樹林は解りましたが保護樹木はどうなるのですか。

公園緑地課長 樹木についても、樹林についても条例の考え方は同じです。ですから、指定解除をすれば、伐ることもできます。また、開発も可能となります。指定解除が出来ないうちは、伐採が出来ないという考え方になります。

G委員 樹林は面積ですが、樹木は本数でどうなりますか。

公園緑地課長 樹木は、面積という考え方はありません。ですから、保護樹木が何本かあるケースもありますが、そういうところは開発が難しい状況になると思います。樹木が解除出来ないということになれば、その樹がある中での計画になるという整理になります。

G委員 私の家も周りに保護樹木があって、私のところが開発になったらその面積は除いてくれるのですか。

建築調整課長 開発の区域に既存樹がある場合は、基本的に既存樹は残して下さいというお願いはします。開発の区域には入っていますので、開発面積は含んでカウントします。

G委員 東大泉の保護樹林は、どう考えますか。

建築調整課長 今回の全体の面積で開発の相談はありました。今回は、区の方で買取りになりましたので、残ったところで開発の計画はしたいという話は聞いています。そうなりますと、開発区域はということになりますので 3,000 m²を下回ると思いますので、提供公園の話は出てこないということになります。

G委員 全部の面積で T 不動産は開発したいと土地を買ったわけです。その後、練馬区が買って 3,000 m²を下回るということは、公平ではない気がしますが。

建築調整課長 3,000 m²を超えて開発をしたので提供公園をお願いする場合は、あくまで住宅を建てることによって、住まわれるということで提供公園の話は出てきますので、開発行為の面積が 3,000 m²を切った場合は、当然に建物も小さくなってきますので、提供公園は出ないと考えております。

G委員 よく解らんのですが、いたちごっこになるので議論は止めますが、T 不動産は頭がいいと思っています。練馬区は、6%の提供公園を出して貰った方が得だと思います。無償で入ったものを有償で買っているような気がします。区が買いたいといって足元を見られたような感じがします。

会 長 少し問題を残しているようですが、本日の議題は全て終了いたしました。皆さんお疲れ様でした。緑化委員会を終了いたします

問い合わせ先（事務局）

土木部公園緑地課計画係 担当 石井・木曾

